

<報告事項>

資料3

**地域医療構想調整会議の
開催状況について**



地域医療構想調整会議の開催状況について

開催状況

構想区域	安芸	中央				高幡	幡多
		物部川	嶺北	高知市	仁淀川		
開催日	2/23(木)	3/17(金)	3/16(木)	平成29年 4月以降 実施 (会議体設置 調整中)	3/17(金)	3/6(月)	2/27(月)
開催場所	安芸総合 庁舎	中央東福祉 保健所	本山町 保健福祉 センター		すこやか センター 伊野	須崎福祉 保健所	幡多総合 庁舎

※中央構想区域については、4つのサブ区域にわけて開催

議 題

- ① 地域医療構想について
- ② 調整会議について
- ③ 病床機能報告について(区域の医療需要等の状況分析の報告を含む)
- ④ 地域医療介護総合確保基金について
- ⑤ 回復期病床の転換補助金について

地域医療構想調整会議での主な意見

(地域の状況について)

- ・中山間地域では、人材不足や訪問看護ステーション等の不足などさまざまな課題があり、在宅医療の体制が整っておらず、施設等に頼らざるを得ない状況がある。
- ・高齢者の在宅医療を進める場合、給食サービス等の食生活を支援する制度が必要。
- ・在宅医療が進まない理由については、医療体制の問題だけでなく、介護や福祉、また生活基盤をどう確保していくのかといった問題もある。
- ・中山間地域の中でも地域差があるため、町の中心に高齢者向けの集合住宅や施設等を作り一定集約化することも検討すべきではないか。
- ・小規模な自治体にとってはまちづくりの問題であり、医療、介護はその一部である。

(病床転換等について)

- ・療養病床への転換(新類型等)に関する情報の提供が必要。
- ・慢性期から回復期への転換はマンパワーの問題から容易ではない。

(病床転換支援について)

- ・病床転換補助金のハードルが高く、病棟単位だけでなく病床単位でも活用できないか。(→病床転換補助金の要綱改正し、対象に病床を追加)

(協議体制について)

- ・病院・有床診療所等の区域の全ての医療機関が集まって、議論できる場が必要であり、調整会議とは別に設けて欲しい。(安芸区域)



平成 28 年度病床機能報告の結果について



平成28年度病床機能報告の結果について

○以下の集計は、平成28年度病床機能報告（平成28年7月1日時点）について、平成29年2月17日までに報告があり、不備がなかった医療機関におけるデータを集計した結果です。

- ・ 報告対象となる病院119施設、有床診療所72施設のうち、2月17日までに病院117施設（98.3%）、有床診療所68施設（94.4%）が報告済みです。
- ・ このうち2月17日時点で各集計項目に不備がなかった病院115施設（96.6%）、有床診療所62施設（86.1%）のデータを集計しました。
- ・ 集計対象施設における許可病床数（一般、療養）合計は15,228床、稼動病床数（一般、療養）合計は14,664床。
- （なお、平成29年3月31日時点の県内における許可病床（一般、療養）の総数は15,833床）
- ・ 公表に向け未報告の医療機関へ報告の働きかけや、報告の不備について修正を行っており、集計内容は変動し得えます。

今回集計値

	報告対象施設数	提出施設数（提出率）	集計対象施設数
病院	119	117(98.3%)	115(96.6%)
有床診療所	72	68(94.4%)	62(86.1%)
（許可病床数）			（15,228床）
（稼動病床数）			（14,664床）（96.3%）

高知県における医療機能別の病床数（許可病床）〈平成28年7月1日時点〉



2014年：2014年度報告内容の現状 2015年：2015年度報告内容の現状 2016年：2016年度報告内容の現状
 2016年：必要病床等推計ツールにより計算された患者住居医療需要に基づく推計値

各部会の審議状況について

- ・ **医療従事者確保推進部会（医師確保・育成支援課）**
- ・ **医療法人部会（医事薬務課）**
- ・ **保健医療計画評価推進部会（医療政策課）**



平成 28 年度高知県医療審議会医療従事者確保推進部会 審議の状況

【第 1 回】

- 1 開催日
平成 28 年 5 月 30 日
- 2 協議等の結果
 - (1) 医療従事者（医師・看護師）確保の取組について
H27 実績及び H28 計画について審議を行い、事務局案が承認された。
 - (2) 奨学貸付金制度の改正について
医師及び看護師を養成するための奨学貸付金制度の改正内容について報告。
 - (3) 新たな専門医制度について
専門医の養成開始に向けて国から示されたプロセスとともに、研修プログラムへの県内医療機関の参画状況を報告。

【第 2 回】

- 1 開催日
平成 29 年 2 月 1 日
- 2 協議等の結果
 - (1) 平成 29 年度の暫定プログラムによる専門研修について
平成 30 年度からの新専門医制度の開始に先立ち、平成 29 年度に暫定プログラムを施行する 6 領域の県内プログラムについて、県内医療機関の参画状況や内容について審議を行い、県内の地域医療の確保に影響を及ぼすものではないとの結論を得た。（審議の結果をもとに、日本専門医機構に対して意見を提出。）

【第 3 回】

- 1 開催日
平成 29 年 3 月 3 日～10 日（書面審議）
- 2 協議等の結果
 - (1) 医師の確保が困難な地域にある医療機関への医師派遣の仕組みについて
地域医療の確保のため、医師の確保が困難な地域にある民間医療機関等からの応援要請に対して、地方公務員法及び業務に支障のない範囲内で自治体病院等から医師を派遣する仕組みについて、書面による審議を行い、承認された。

医療法人部会委員名簿

氏名	役職名	備考
ひさ なおふみ 久 直史	高知県医療法人協会 会長	部会長
おだ ひでまさ 織田 英正	高知県歯科医師会 会長	副部会長
かりや たかあき 刈谷 隆明	高知県医師会 常任理事	
にしもり やすお 西森 康夫	高知県薬剤師会 会長	
いけだ ひろみつ 池田 洋光	高知県町村会 会長	
ささき かよこ 佐々木 香代子	高知県連合婦人会 会長	
みやい ちえ 宮井 千恵	高知県看護協会 会長	
つつい のりこ 筒井 典子	人・みらい研究所 代表	

※任期 平成28年8月1日～平成30年7月31日

高知県医療審議会医療法人部会

1 第1回 平成28年7月19日(火) (審議 7件)

(1) 医療法人の設立認可の適否審議 3件

- ① 医療法人「くずめ会」(楠目歯科診療所) (香美市)
- ② 医療法人「むこせ」(がぎやまデンタルクリニック) (香美市)
- ③ 医療法人「ケロケーロ」(こどもクリニックケロちゃん) (高知市)

(2) 医療法人の解散認可の適否審議 2件

- ① 医療法人「森田整形外科」(森田整形外科) (高知市)
- ② 医療法人「佐賀診療所」(佐賀診療所) (黒潮町)

(3) 医療法人の合併認可の適否審議 1件

- ① 医療法人「小野会」(おの肛門科胃腸科外科)、「健友会(解散)」(こうちクリニック胃腸科・内科) (高知市)

(4) 医療法人の非医師の理事長選出認可の適否審議 1件

- ① 医療法人「うえたクリニック」(うえたクリニック) (高知市)

以上について諮問し、審議の結果、認可が適当であるとの答申を受けた。

2 第2回 平成28年11月28日(月) (審議 5件)

(1) 医療法人の設立認可の適否審議 1件

- ① 医療法人「広昭会」(おおくぼ歯科) (高知市)

(2) 医療法人の解散認可の適否審議 3件

- ① 医療法人「ネクスト」(ネクストホームクリニック) (高知市)
- ② 医療法人「島本会」(島本医院) (高知市)
- ③ 医療法人「政佳会」(松本病院) (四万十市)

(3) 医療法人の合併認可の適否審議 1件

- ① 医療法人「清悠会」(松谷病院等)、「たんぽぽ(解散)」(松谷内科) (土佐清水市)

以上について諮問し、審議の結果、認可が適当であるとの答申を受けた。

3 第3回 平成29年3月28日(火) (審議 2件)

(1) 医療法人の設立認可の適否審議 1件

- ① 医療法人「村山会」(村山クリニック) (高知市)

(2) 医療法人の解散認可の適否審議 1件

- ① 医療法人「祥昂会」(山本内科外科医院) (高知市)

以上について諮問し、審議の結果、認可が適当であるとの答申を受けた。

○県内の医療法人の状況等 (H29.4.1現在)

医療法人数 400 (内 社会2、特定8、非医師理事長15)

社会医療法人 近森会(近森病院等)、仁生会(細木病院)

特定医療法人 同仁会(同仁病院)、久会(久病院等)、芳公会(香長中央病院)、竹下会(竹下病院)、仁泉会(朝倉病院等)、防治会(いずみの病院等)、長生会(大井田病院)、一条会(渡川病院)

※特定医療法人：租税特別措置法に基づき国税庁長官が承認

○平成27年度審議の状況

	法人設立	法人解散	計
H27. 7	2		2
H27. 11	1	1	2
H28. 3	1		1
計	4	1	5

○平成26年度審議の状況

	法人設立	法人解散	非医師理事長	社会医療法人	法人合併認可	計
H26. 7		1	1			2
H26. 11	2	1		1 (保留)		4 (3)
H27. 3	5			1	1	7
計	7	2	1	2 (1)	1	13 (12)

※社会医療法人の認定について、11月の法人部会で審議した結果、いくつかの事務手続きの確認が必要となったため3月の審議会で再度審議され、認定が適当であるとされた。

(1件の社会医療法人認定について2回審議した)

平成 28 年度第 2 回高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会 概要

【開催日】

平成 29 年 1 月 12 日

【協議等の結果】

- 1 第 6 期高知県保健医療計画の評価について
次の項目に関して実施された各事業の平成 27 年度実績の評価及び今後の対策について、事務局案が承認された。
 - ・医療従事者の確保と資質の向上
 - ・医療提供体制の整備・充実
 - ・5 疾病の医療連携体制
 - ・5 事業及び在宅医療などの医療連携体制（災害時における医療を除く）
 - ・健康危機管理対策の推進
- 2 高知県地域医療構想調整会議について
地域医療構想調整会議の設置・運営について報告を行った。
- 3 地域医療介護総合確保基金による平成 26 年度及び平成 27 年度計画事業の事後評価について
平成 26 年度及び平成 27 年度に実施された事業の県の事後評価について報告を行った。



地域医療支援病院について



✓

地域医療支援病院について

<承認状況>

医療機関名	所在地	承認年月日
近森病院	高知市大川筋1丁目1番16号	平成15年2月25日
高知赤十字病院	高知市新本町2丁目13番51号	平成17年8月16日
高知医療センター	高知市池2125番地1	平成19年4月25日

平成28年の業務報告

(1) 紹介率及び逆紹介率（下記のいずれかに該当すること）

○紹介率＝紹介患者数 / 初診患者数

○逆紹介率＝逆紹介患者数 / 初診患者数

- ① 紹介率80%以上
- ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
- ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
紹介患者数 (平均値)	5,044人	7,007人	8,820人
初診患者数 (平均値)	7,980人	11,386人	14,516人
逆紹介患者数 (平均値)	10,603人	10,284人	13,012人
紹介率及び 逆紹介率	紹介率 63.2% 逆紹介率 132.9%	紹介率 61.5% 逆紹介率 90.3%	紹介率 60.8% 逆紹介率 89.6%
該当要件	③	③	③

(2) 救急医療の提供（下記のいずれかに該当すること）

① 救急搬送患者※1 / 救急医療圏人口※2 × 1,000 ≥ 2

② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000人

※1 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診患者

※2 高知県人口総数 729,920人（高知県推計人口調査 平成27年4月1日）

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
要件①	8.8	7.5	4.9
要件②	6,413人	5,487人	3,604人

(3) 地域の医療従事者への研修

地域の医療従事者に対する研修を年間12回以上主催すること

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
開催数	89回	110回	59回

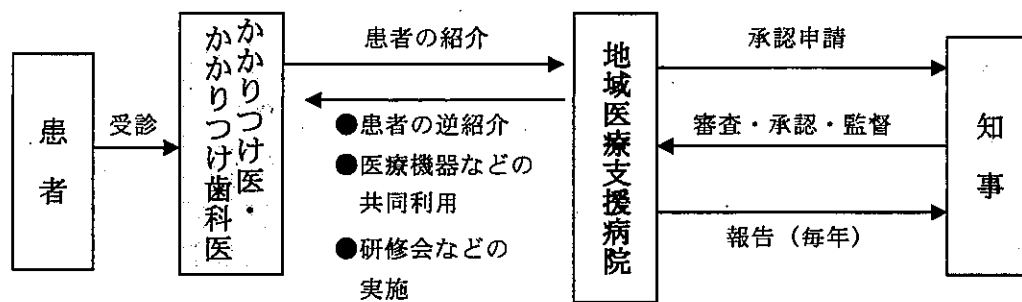
第5節 地域医療支援病院の整備

1 地域医療支援病院とは

地域医療支援病院は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医からの紹介患者への医療の提供、医療機器などの共同利用、救急医療の実施、地域の医療従事者の資質向上の研修などを行うなど、かかりつけ医への支援を行う能力や設備を有する病院として知事が承認する病院です。

地域の病院、診療所などの後方支援により医療機関の機能の分担と連携を推進することを目的に、平成9年12月の第3次医療法改正により創設されました。また、平成18年の第5次医療法改正により、在宅医療の提供の推進についても地域の医療機関を支援することが求められています。

(図表 5-10) 地域医療支援病院のイメージ



<参考> 地域医療支援病院の主な承認要件

- (1) 他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供する紹介外来制を原則とし、次のいずれかに該当する。
 - ア 他の医療機関からの紹介患者数の割合が80%を上回る。
 - イ 他の医療機関からの紹介患者数の割合が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回る。
 - ウ 他の医療機関からの紹介患者数の割合が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回る。
- (2) 他の医療機関に対し、医療施設や医療機器などを提供し共同利用のための体制が整備されている。
- (3) 救急医療を提供する能力を有している。
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修などを実施している。
- (5) 原則として200床以上の病床を有する。

【医療法】

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

【医療法施行規則】

第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
- 二 共同利用の実績
- 三 救急医療の提供の実績
- 四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- 五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法
- 六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績
- 七 第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績
- 八 患者相談の実績

2 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。